

国民健康保険システム標準化検討会

令和8年度標準仕様書改訂 第2回検討会

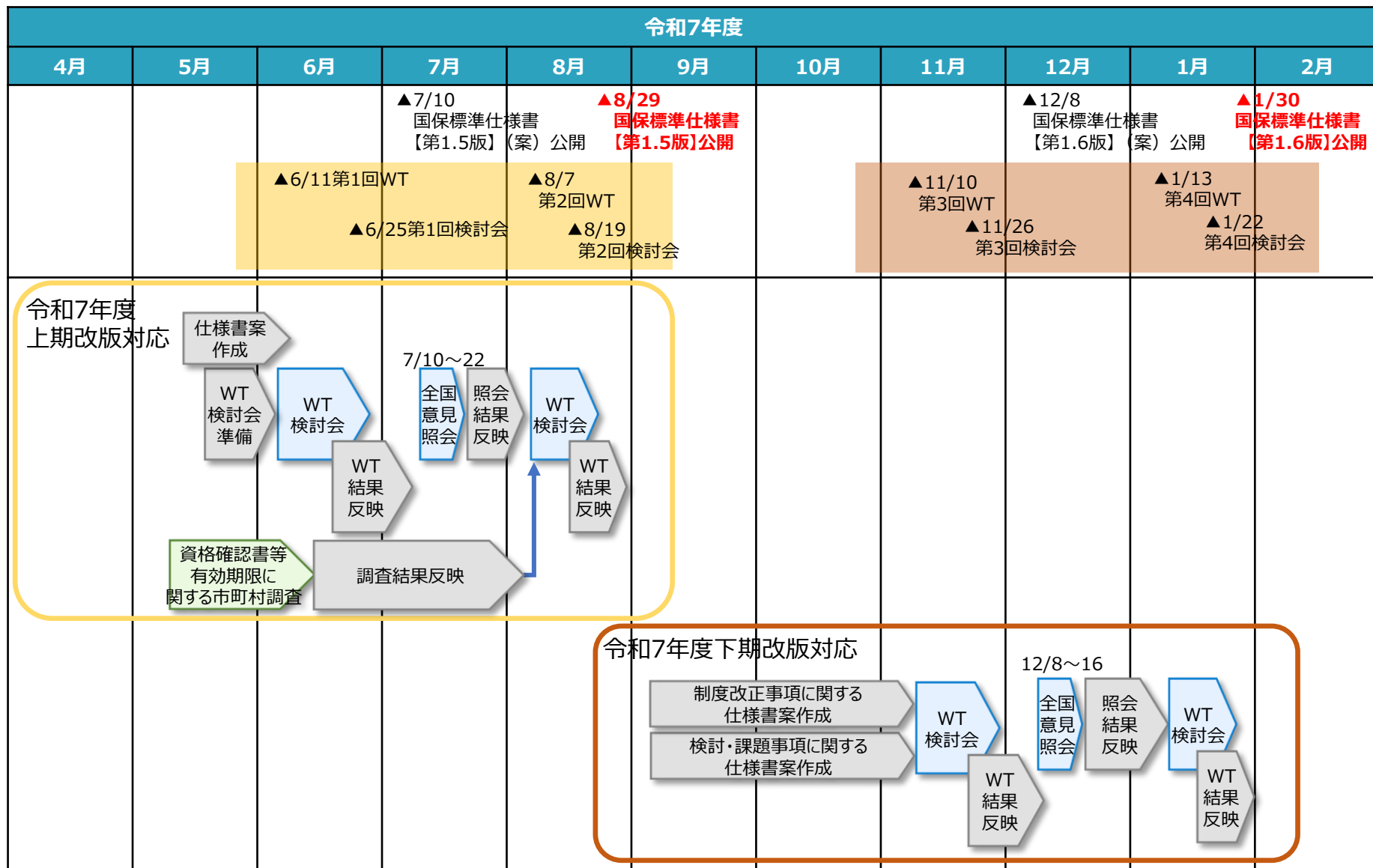
令和8年6月25日

目次

- 1． 国保標準仕様書【第1.6版】公開までの実施経緯と実施内容
- 2． 国保標準仕様書【第1.7版】公開に向けた実施事項
- 3． 国保標準仕様書【第1.6版】の持ち越し事項の対応について
- 4． 制度改正等に関する要件の取り込みについて
- 5． その他修正
- 6． 今年度スケジュール

1. 国保標準仕様書【第1.6版】公開までの実施経緯と実施内容

国民健康保険システムの標準化においては、令和3年度より検討を開始し、令和4年8月31日に国民健康保険システム標準仕様書（以下「国保標準仕様書」という。）を公開し、その後も制度改正や持ち越し事項、デジタル庁における検討事項等に基づき改訂を行い、**令和8年1月30日に国保標準仕様書【第1.6版】を公開したところ。**



1. 国保標準仕様書【第1.6版】公開までの実施経緯と実施内容

令和7年度における改版内容は以下のとおり。

#	カテゴリ	令和7年度反映事項	反映内容	版数
1	制度改正	資格確認書等の有効期限について	資格確認書及び資格情報のお知らせについて、有効期限の設定に関する機能要件を規定しているが、負担割合や限度額適用区分を記載する場合に設定する有効期限について明確に示せていないことから、市区町村の実態を調査した上で、国保標準仕様書へ反映を行った。	【第1.5版】
2		高額介護合算療養費の支給手続き簡素化対応について	令和4年度地方分権改革に関する提案募集での提案事項をうけ、高額介護合算療養費の支給申請手続きの簡素化が可能となる見込みであることから、国保システムに必要な機能について検討し、国保標準仕様書へ反映した。	【第1.6版】
3		外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策について	「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向けて、未納付情報や医療費不払情報の連携による在留審査への有効活用、外国人の保険適用の在り方等の検討を行う。」と示されたことをうけ、外国人の保険料収納情報等の管理機能を、国保標準仕様書へ反映した。	
4		資格情報のお知らせの様式改訂について	「資格情報のお知らせの様式の見直しについて」（令和7年10月16日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）において、保険者や医療機関における実務の状況を踏まえ、資格情報のお知らせの切り取り部分に「適用開始年月日」を追加する様式の見直しを示されたことを受けて、国保標準仕様書へ反映した。	
5	個別機能	給付管理機能の実装要否について	給付管理機能を国保システムに実装せず、Excel管理している等、利用団体がシステム化不要と判断した場合かつ提供事業者によって当該機能を構築しない対応（非活性化等）が可能な場合においては、給付管理機能を必ずしもシステム化する必要がないことを本紙に追加した。	【第1.5版】
6		督促状（はがき様式）のレイアウトの追加	介護標準仕様書での規定状況や、過去の全国意見照会において複数ご意見をいただいていることをうけ、「督促状兼納付書（はがき様式）」の帳票レイアウトを追加した。	
7		各種申請書の委任状欄の取り扱いについて	申請書における委任状欄について、現状、規定している帳票としていない帳票が混在する（規定している帳票については、委任状欄を出力することを標準オプション機能として規定している状況）が、規定していない申請書についても委任状欄を出力することを認めて欲しいとのご意見が複数あったことを受け、本紙に規定を追加した。	
8		申告用の納付額証明書における公印の実装類型について	令和6年度の検討において、構成員等からいただいたご意見に基づき、納付額証明書の公印について、標準オプションに変更した。	
9		納付履歴情報（024o003）について	「024_国民健康保険_機能別連携仕様」の連携ID：024o003（納付履歴情報）に関して、国保標準仕様書に住民税システムとの連携に係る機能要件の規定がないことから、機能要件の追加を行った。	
10		カク公・マル公の帳票名称変更について	（別紙3）帳票詳細要件及び（別紙4）帳票レイアウトに規定している納付書について、帳票名からカク公／マル公を判別できるよう、帳票名の見直しを行った。	

1. 国保標準仕様書【第1.6版】公開までの実施経緯と実施内容

(前ページから続く)

#	カテゴリ	令和7年度反映事項	反映内容	版数
11	個別機能	納付書の項目見直し	各種納付書で規定しているシステム印字項目について、不整合となっている記載が存在したため帳票レイアウト及び帳票詳細要件の見直しを行った。	【第1.5版】
12		過年度更正の起算日に関する料と税の記載削除について	料と税で起算日が違うと誤認される恐れのある記載箇所について、要件の考え方を見直した。	
13		管理項目名称「賦課権」「徴収権」の記載見直しについて	管理項目名称が「賦課権」と「徴収権」と記載があり不整合となっているため管理項目の名称を修正した。	
14		不当不正利得グループの経過措置対象となる機能要件について	不当不正利得に関する機能要件のうち、不当利得情報の登録機能（機能ID：0242612）を経過措置対象としているが、後続処理で使用する納付管理機能（機能ID：0241231）が経過措置の対象外となっているため、後続処理の納付管理機能（機能ID：0241231）についても、経過措置対象とした。	
15		医療機関情報の管理項目について	医療機関情報の管理項目に重複した規定や、名称の誤りがあるため、機能要件の見直しを行った。	
16		支給決定通知書における公印について	「給付30_国民健康保険高額療養費支給決定通知書」の帳票に規定している公印について、他の支給決定通知における公印で規定している「印字が必要な団体においては実装必須とする。」の文言が不足しているため見直しを行った。	
17		帳票における文字切れ対応に関する機能要件追加について	本紙に規定している文字切れ発生時の機能について、機能・帳票要件に規定し、あわせて本紙にて規定済みの表現についても見直しを行った。	
18		一部負担金等減免取消通知書の取り扱いについて	「資格28_一部負担金減免等取消通知書」については被保険者向けだけでなく、医療機関向けに使用されることも想定されることから、当該帳票を医療機関向けに出力するための機能要件を標準オプション機能として追加した。	
19		還付通知書関連帳票の明細数について	「収納6_還付通知書」、「収納7_過誤納金還付請求書」及び「収納8_還付充当通知書」の3帳票の期別の明細数について不統一であることから帳票レイアウトを見直した。	
20		納付書レイアウトに関するうち指摘対応について	標準仕様書をもとに作成した納付書レイアウトに対してうち指摘を受けているとの問合せがあり、改めて見直しを行い、帳票レイアウトに反映した。	
21		督促状の帳票レイアウトのプレ印字文言修正	「収納25_督促状（納付書兼用4）」のプレ印字文言が、他帳票と不整合となっているとの問合せを受けて、帳票レイアウトの見直しを行った。	
22		納入通知書（連帳一般）への文言追加	「来年度の仮徴収額のご案内文言について、連帳一般の様式にも追加すべきではないか」との問合せを受けて、記載が不足している帳票の見直しを行った。	

1. 国保標準仕様書【第1.6版】公開までの実施経緯と実施内容

(前ページから続く)

#	カテゴリ	令和7年度反映事項	反映内容	版数
23	個別機能	特定疾病認定申請書の疾病名修正	「資格09_国民健康保険特定疾病認定申請書」に記載の疾病名が、平成元年7月31日の「先天性血液凝固障害等治療研究事業に係る治療研究費の支給が行われるべき治療を受けた場合の高額療養費の支給について」(保険発第七九号)の通知に沿っていないため、帳票レイアウトの見直しを行った。	【第1.5版】
24		納入通知書の不要文言の削除	「賦課33_国民健康保険料(税)納入通知書」の帳票レイアウトの特別徴収に関する通知文について、「帳票レイアウトには特別徴収に関する項目がないため不要ではないか」との問合せを受けて、帳票レイアウトの見直しを行った。	
25		資格確認書の住所項目の実装類型見直し	国保総合システムからの問合せをうけて、「資格41_国民健康保険資格確認書(任意記載事項あり)(カード)」の住所のシステム印字項目を必須から標準オプションに見直した。	
26		過年度納入通知書の年税額見出し修正	「賦課23_過年度納入通知書作成(単票)」の年税額の見出しに記載の「一般・退職合計」について、誤記であったため、帳票レイアウトを修正した。	
27		口座振替不能通知書(はがき様式)のレイアウトの追加	全国意見照会のご意見をうけて第2回合同WTにて議論を行い、口座振替不能通知書兼納付書(はがき様式)の帳票レイアウトを標準オプションとして追加した。	
28		納付書レイアウトに関する追加見直しについて	全国意見照会のご意見をうけて第2回合同WTにて議論を行い、納付書レイアウトに「納付者氏名」を追加した。	
29	個別機能	生活保護システムとの連携要件の追加について	「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について(保発0120第7号令和5年1月20日)」の省令により、世帯主による喪失の届出は省略可能と示されたことから、生活保護受給情報の連携機能を追加した。	【第1.6版】
30		本紙記載内容の見直しについて	令和8年1月末公開予定の【第1.6版】は、期限(令和8年4月1日)前の最終版となることから、標準仕様書本紙の記載内容について、介護・後期標準仕様書と不統一な内容や、直近のデジタル庁や関係省庁等の検討状況を踏まえて見直しを行った。	
31		納入通知書における期別欄のシステム印字要否に関する規定追加について	納入通知書の期別欄については、市区町村によって表記内容が異なることから、帳票レイアウトにおいては固定文言を規定せず空欄として示し、システム印字項目を規定していなかったところであるが、システム印字を要望するご意見をいただいたことから規定を見直した。	
32		納付証明書の出力年度の単位に関する要件追加について	税務標準仕様書において、納税証明書は課税年度・賦課年度、複数税目をまとめて出力するか選択可能としているのに対し、国保の納付証明書においては、指定した賦課年度で発行できることと規定しており、年度を遡及した際の更正後の金額を出力できないのではないかとのご意見をいただき、税務標準仕様書の仕様と横並びとなるよう要件の見直しを行った。	

1. 国保標準仕様書【第1.6版】公開までの実施経緯と実施内容

(前ページから続く)

#	カテゴリ	令和7年度反映事項	反映内容	版数
33	個別機能	医療機関情報取込機能への補足追記について	機能ID：0242588に規定している国保連合会等より受領した医療機関データの登録機能に関して、国保中央会より公開しているインタフェースの項目の内容について読み取り誤りが懸念されるため、補記を行った。	【第1.6版】
34		長期入院該当の場合の交付者印について	「限度額適用・標準負担額減額認定証」の長期入院該当の場合、交付者印のシステム印字要否について質問をいただいたことをうけ、必須項目として規定している交付者印を標準オプション項目へ見直した。	
35		一部帳票のカスタマーバーコードの実装類型見直しについて	カスタマーバーコードの印字対象帳票の再整理を行った結果、カスタマーバーコードを印字できない帳票が存在することが判明したことから、該当帳票の項目を標準オプション項目に見直し、本紙に規定している印字対象帳票の条件を見直した。	
36		納入通知書（単票）の帳票レイアウトへの文言追記について	現年度と過年度の「納入通知書」の帳票レイアウトに、明細外の件数>0の場合に印字する文言の差異があり、現年度の「納入通知書」に記載が漏れていたことから見直しを行った。	
37		納付証明書の備考欄追加について	世帯に属する被保険者名を備考欄等に記載することは可能とするため、収納-12「納付額証明書」の帳票詳細要件及び帳票レイアウトに、システム印字項目として備考欄を追加した。	
38		決定（更正）通知書の口座情報と文言について	賦課02「国民健康保険料（税）決定（更正）通知書_現年度用」の口座情報とシステム印字項目「普通徴収・期別徴収・文面」に関して、「特別徴収の場合に、年額保険料を特別徴収で徴収する対象者の場合においても、振替口座情報及び当該文言が印字されることで、誤解を生じる恐れがある」とのご意見をいただき、表示する必要のない項目であることから、条件付き必須として非表示とすることも可能とするよう、要件の補記を行った。	
39	個別機能	仮徴収停止決定通知書の特別徴収停止理由について	賦課08「国民健康保険料（税）仮徴収停止決定通知書」について、「特別徴収を行わないこととする旨及びその理由」が記載されていないため、法に反しているのではないかと問合せをうけ、「仮徴収停止理由」がオプション項目として規定されており印字は可能であるものの、国民健康保険法が準用する介護保険法（介護保険法施行規則法第百三十八条第一項第二号）において「仮徴収停止理由」を記載するよう規定されていることから、必須項目に変更した。	【第1.6版】
40		納入通知書の納付義務者情報の追加について	「納入通知書の送付先が納付義務者以外となる場合を考慮し、納付義務者氏名を表示できることを実装必須機能とすべき」といったご意見をうけて、帳票レイアウトについては、令和8年度以降の改版としたものの、帳票詳細要件は納付義務者氏名・住所を実装必須項目として追加した。	

1. 国保標準仕様書【第1.6版】公開までの実施経緯と実施内容

(前ページから続く)

#	カテゴリ	令和7年度反映事項	反映内容	版数
41	個別機能	期限後における適合基準日の考え方について	(別紙2) 機能・帳票要件において実装必須機能に対し規定している適合基準日について、期限(令和8年4月1日)後に制度施行を迎える制度改正対応に係る機能の適合基準日は制度施行日とすることとしているが、各市区町村における当該機能の国保システムへの適用は事前検証等の都合により制度施行日後となるケースも想定されることから、市区町村における事務に支障が生じないことを前提に、制度施行日以降に機能追加とする場合でも経過措置の申請等の対応が不要となるよう適合基準日の記載を見直し、あわせて本紙に考え方を示した。 なお、適合基準日の見直しについては、子ども・子育て支援金対応に係る実装必須機能及び外国人被保険者の国民健康保険料(税)の滞納対策の公共サービスメッシュを介した収納状況の連携に係る実装必須機能の適合基準日について厚生労働省より方針が示されたことから、機能・帳票要件へ反映したが、外国人被保険者の国民健康保険料(税)の滞納対策の外国人被保険者における収納状況の把握に係る実装必須機能については、厚生労働省にて検討中のため、方針が示され次第、仕様書へ反映を行う予定とした。	【第1.6版】
42	その他	誤植修正等の反映	仕様書間の不整合や誤記となっている箇所の見直しを行った。	【第1.5版】及び【第1.6版】

2. 国保標準仕様書【第1.7版】公開に向けた実施事項

標準化の対応としては、令和7年度末の標準化期限を迎え、準拠システムによる運用が開始されたところではあるが、国保標準仕様書においては、【第1.6版】において持ち越し事項とした課題が残存していることや、来年度に向けた制度改正に対応する必要があることから、引き続き改訂を行う。

国保標準仕様書【第1.7版】公開に向けて、対応を予定している内容は以下のとおり。

- ・ **国保標準仕様書【第1.6版】の持ち越し事項の対応**

国保標準仕様書【第1.6版】より持ち越した検討・課題事項について、国保標準仕様書への反映、または今後の対応方針について整理する。

⇒後述【3章】に記載。

- ・ **制度改正等に関する要件の取り込みについて**

今年度国保として検討すべき制度改正等として、子ども均等割保険料（税）の軽減拡充対応や外来年間合算の支給申請の簡素化に係る対応について整理する。

⇒後述【4章】に記載。

- ・ **その他修正について**

これまでにいただいたご意見等を踏まえて、改めて事務局において検討を行い、修正が必要と判断した対応について整理する。

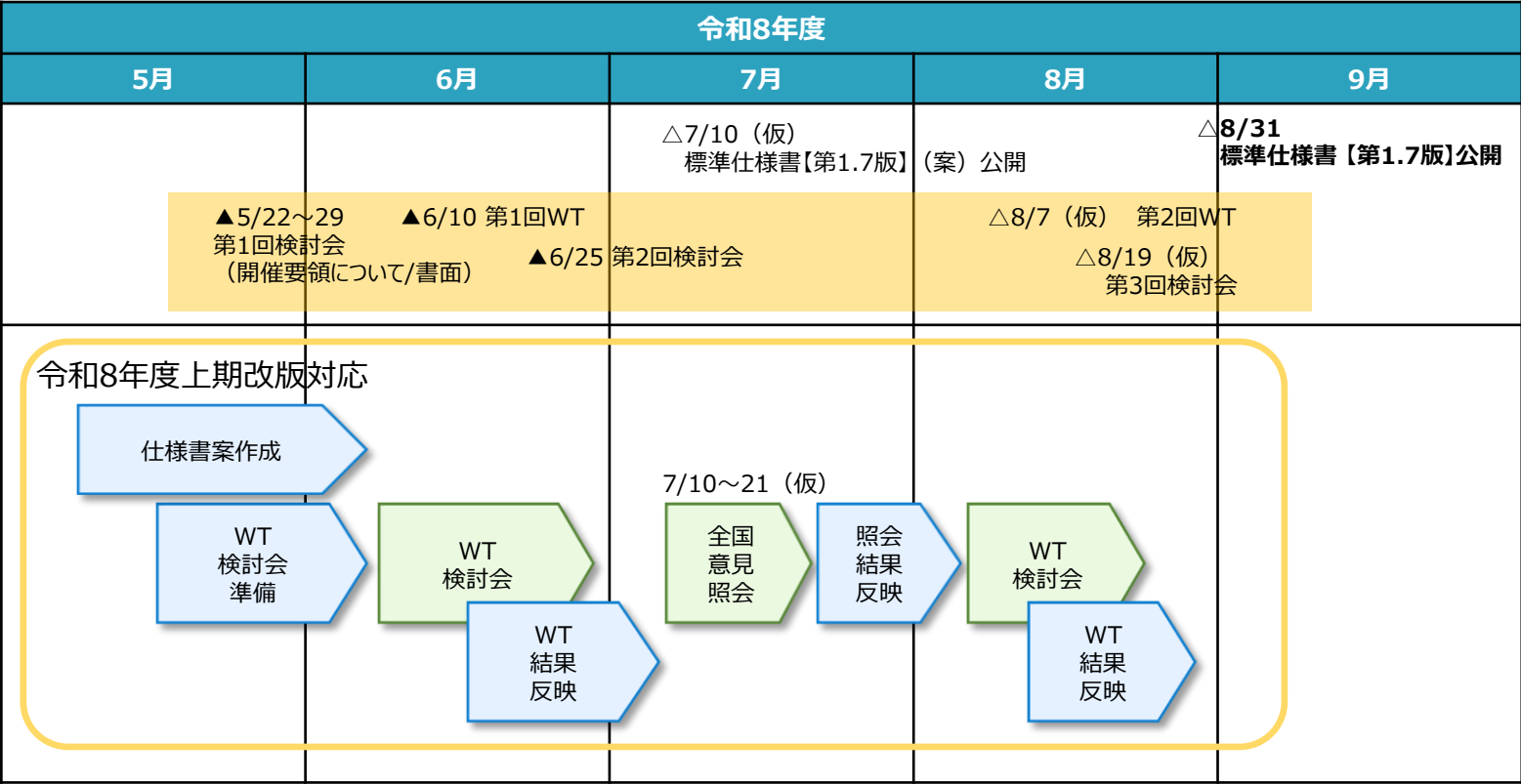
⇒後述【5章】に記載。

次ページ以降、各実施状況、WTにて議論を行った結果の結論等について説明する。

なお、今回の改訂にて追加・変更した機能要件等の適合基準日については、令和8年度末までに適合が必要となる制度改正に係る事項を除き、令和9年度以降となる。

2. 国保標準仕様書【第1.7版】公開に向けた実施事項

国保標準仕様書【第1.7版】の公開に向けた改版対応の実施状況を以下に示す。（ブルーの網掛け箇所は事務局作業）



3. 国保標準仕様書【第1.6版】の持ち越し事項の対応について

国保標準仕様書【第1.7版】（案）における検討・課題事項の対応状況は以下のとおり。（各課題の詳細については、「【資料No.2別紙1】検討・課題事項一覧_国保」参照）

#	検討・課題事項	対応方針及び対応状況	国保標準仕様書【第1.7版】（案）への取込有無	国保標準仕様書【第1.7版】（案）における修正対象	【資料No.2別紙1】の項番
1	納付義務者情報の項目追加対応	【第1.6版】（案）全国意見照会にていただいたご意見をもとに、対象として整理した28帳票について帳票詳細要件への項目追加を【第1.6版】にて対応したところ。 しかしながら、【第1.6版】公開に向けた全国意見照会をすでに実施済みの状況であったことから、帳票レイアウトについては、変更例（5パターン）について構成員より意見聴取を行い方針を定めたが、帳票レイアウトの反映は見送りとした。そのため、WTでの議論結果を踏まえた方針に従って帳票レイアウトへの反映を行う。 <u>ただし、帳票レイアウトの変更案に対しては、市区町村等から様々なご意見が挙がることも想定されるため、仕様書の示し方の検討を行う。</u>	有（取込済み）	本紙 （別紙4）帳票レイアウト	No.16
2	期限後における適合基準日対応	国保標準仕様書【第1.6版】において本紙「第3章 1.（16）適合基準日の考え方について」に考え方を示したところ。 同じく【第1.6版】において追加した、外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策における「収納状況の把握に係る機能」については、<u>適合基準日に示すべき条項を、厚生労働省にて引き続き検討中のため未反映となっている。方針が示され次第、仕様書へ反映を行う予定。</u>	無 <u>（方針等決定次第、【第1.8版】（仮）にて対応予定）</u>	—	No.15

3. 国保標準仕様書【第1.6版】の持ち越し事項の対応について

(1) 納付義務者情報の項目追加対応

課題

【第1.6版】(案) 全国意見照会において、「納入通知書の送付先が納付義務者以外となる場合を考慮し、納付義務者氏名を表示できることを実装必須機能とすべき」といったご意見をいただいたため、【第1.6版】においては、「納付義務者氏名」及び「納付義務者住所」の2項目を実装必須のシステム印字項目として帳票詳細要件に反映したところ。

しかしながら、【第1.6版】公開に向けた全国意見照会をすでに実施済みの状況であったことから、帳票レイアウトについて、変更例（5パターン）について構成員より意見聴取を行い方針を定めるにとどめ、帳票レイアウトの反映は見送りとした。そのため、合同WTでの議論結果を踏まえた方針に従って帳票レイアウトへの反映を行う。

ただし、帳票レイアウトの変更案に対しては、合同WTの中で、帳票内の他の項目との位置関係や見やすさ等に関するご意見をいただいたことから、全国意見照会においても様々なご意見が挙がることが想定されるため、仕様書の示し方を検討する必要がある。

方針（結論）

帳票レイアウト（印字位置を含む）については、過去の全国意見照会においても、市区町村における創意工夫のもと様々な運用が行われてきたことを背景に多くのご意見をいただいているところである。当該帳票については、現時点、帳票詳細要件への項目追加に伴い、市区町村において検討された帳票レイアウトをもとに（外付けでの対応を含めて）運用が行われている状況が考えられることから、今般の帳票レイアウトの規定による影響が最小限となるよう、標準仕様書として標準的な印字位置として帳票レイアウトを示すものの、必要に応じて市区町村の運用に合わせた印字位置に変更することを可能とするよう、本紙に規定を追加した。また、第1回WTでの「将来的には様式は統一すべきであるため、時限的な措置としたほうがよい」といったご意見を踏まえて、本紙の規定を見直した。

本紙 第3章2. (5) その他のシステム印字項目について

○納付義務者情報について

【標準仕様書の考え】

納入通知書の宛先に印字される送付先の氏名及び住所は、納付義務者以外になる場合があることから、納付義務者氏名及び住所を実装必須のシステム印字項目として帳票詳細要件に示すこととする。帳票レイアウトについては、当分の間は必要に応じて市区町村の運用に合わせた印字位置に変更することを可能とする。

【検討の経緯】

納入通知書の宛名が納付義務者以外になる場合を考慮し、納付義務者氏名及び住所を実装必須として示すものの、すでに規定済みの帳票レイアウトに基づいた運用が行われている状況であることから、当分の間は当該項目に関する印字位置の変更を可能とする方針とした。

なお、様式の統一に向けては、他業務での帳票レイアウトの既定方針等も踏まえて、今後検討することとする。

なお、（別紙4）帳票レイアウトについては、帳票レイアウトの変更例（5パターン）に応じた修正内容を反映済み。

4. 制度改正等に関する要件の取り込みについて

今後対応が必要となる制度改正等については以下のとおり。

以下表の#1～3の制度改正等について、次ページ以降に示す修正内容をWTへお諮りし承認をいただいた上で、標準仕様書【第1.7版】（案）に反映した。

#	項目	対応方針及び対応状況	国保標準仕様書【第1.7版】（案）への取込有無	国保標準仕様書【第1.7版】（案）における修正対象
1	子ども均等割保険料（税）の軽減拡充対応	子どもの均等割保険料を公費で5割軽減する措置の対象について、未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）から、 高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）まで拡充されることをうけ、必要な機能等について標準仕様書への反映を検討する。	有（別紙2は取込済み。別紙3は全国意見照会に向けて取込予定）	（別紙2）機能・帳票要件 （別紙3）帳票詳細要件
2	外来年間合算の支給申請の簡素化に伴う機能要件の追記対応	外来年間合算の支給申請の簡素化に関する機能について、ベンダからのご意見を受け、高額療養費の支給申請の簡素化に関する機能と横並びで確認を行ったところ、 システム印字項目（標準オプション機能）の定義有無の違いがあるため見直しを行う。	有（取込済み）	（別紙3）帳票詳細要件
3	高額介護合算の支給申請の簡素化に伴う機能要件の追記対応	「給付6 高額介護合算療養費等支給額計算結果連絡票」について、ベンダからのご意見を受け、他保険者及び介護保険システムへ連携する情報をあらためて見直したところ、 システム印字項目（標準オプション機能）の追加検討が必要と考える機能があるため要件の見直しを行う。	有（取込済み）	（別紙3）帳票詳細要件 （別紙4）帳票レイアウト
4	出産に係る給付体系の見直し対応	出産に係る給付体系の見直しについては、法改正により実施が決定しているものの、現時点では機能要件を整理するための詳細な制度要件が示されていないことから、【第1.7版】で改版せず、令和9年1月の公開を予定している【第1.8版】で反映する方針とするが、従来の仕組みから大きく見直され、システムへの影響範囲も大きくなる可能性があることから、 8月開催予定の第2回WTにおいて、想定される機能要件（案）を提示し、ご意見をいただいた上で、仕様（案）として示す予定。	無（今後検討予定）	—
5	高額療養費制度の見直し対応	高額療養費制度の見直し対応については、「健康保険法等の一部を改正する法律」にて令和8年6月5日に公布されたところであるが、現時点では機能要件を整理するための詳細な制度要件が示されていないことから、【第1.7版】で改版せず、令和9年1月の公開を予定している【第1.8版】で反映する方針とする。 なお、令和8年改正分のうち、新たな機能要件の定義が必要となる年間上限に関する対応については、施行日まで1年未満での公開となってしまうが、初回の利用が令和9年10月以降になると想定されるため、これらを考慮し、 8月開催予定の第2回WTにおいて、想定される機能要件（案）を提示し、ご意見をいただいた上で、仕様（案）として示す予定。	無（今後検討予定）	—

4. 制度改正等に関する要件の取り込みについて

(1) 子ども均等割保険料（税）の軽減拡充対応

課題

令和8年6月5日に公布された「健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、令和9年度分の保険料（税）から、子どもの均等割保険料を公費で5割軽減する措置の対象について、未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）から、高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）まで拡充されることから、必要な機能等について標準仕様書への反映を検討する必要がある。

方針（結論）

軽減措置対象が拡充されることを受けて、事務局において必要となる要件を検討し、**年度切替において、高校生年代以下均等割軽減額の保険料（税）率を設定できるよう要件追記し、本算定賦課計算において、高校生年代までにかかる均等割軽減処理ができるよう要件を追加した。**

なお、第1回WTでの「未就学児に係る均等割軽減措置を高校生年代まで拡大するものであり、新たに項目を追加する必要はない」といったご意見を踏まえて、管理項目については規定済みの「未就学児均等割軽減額」を「子ども均等割軽減額」に変更することとした。

※本軽減に係る呼称については厚生労働省より「子ども均等割軽減」へ名称変更する旨示されたが、（別紙3）帳票詳細要件において、多くの記載があることから、帳票詳細要件については、全国意見照会に向けて見直しを行う方針とさせていただく。

また、すでに規定済みの、未就学児に係る均等割軽減処理の要件については、適合基準日を令和8年4月1日から変更せず、上記の項目名変更及び追加する機能要件については、**適合基準日を令和9年4月1日と規定した。**

<（別紙2）機能・帳票要件>

機能名称		機能要件	実施区分		要件の考え方・理由	適合基準日
小分類	機能ID		指定都市	一般市区町村		
7.1.1 年度切替	0242931	年度切替を実施して、新年度の保険料（税）率を登録・修正・照会できること。 【管理項目】 ・保険料（税）率情報（※） ・賦課情報 ※保険料（税）率・賦課限度額・軽減割合（2・5・7割、4・6割等）・軽減額（子ども均等割軽減額・均等割額・18歳以上均等割額・平等割額・控除額（軽減判定用所得控除・軽減判定基礎控除）・政令加算金等。	◎	◎	【第1.7版】未就学児に係る均等割軽減措置の拡大に対応するため、管理項目「未就学児均等割軽減額」の名称を「子ども均等割軽減額」に改め、高校生年代までの被保険者に係る均等割軽減額の管理項目を保険料（税）率を設定できるように要件を追加した。	令和9年4月1日
7.3.1 本算定賦課計算	0242928	賦課計算について高校生年代までの被保険者（※1）にかかる均等割軽減（子ども均等割軽減）処理ができること。 ※1.18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者	◎	◎	【第1.7版】本機能要件は、未就学児に係る均等割軽減措置の拡大が施行される令和9年4月1日（令和9年度）以降の年度における保険料（税）に適用することとする。	令和9年4月1日
7.3.1 本算定賦課計算	0240552	賦課計算について、未就学児にかかる均等割軽減処理ができること。	◎	◎	【第1.7版】令和9年度より未就学児に係る均等割軽減の適用が高校生年代まで拡大することから、本機能要件は、未就学時の均等割軽減措置が施行された年度（令和4年度）から、未就学児に係る均等割軽減の拡大措置が施行される前年度（令和8年度）までの年度における保険料（税）に適用することとし、令和9年度以降の未就学児に係る均等割軽減は機能ID 0242928に準じて実施することとする。	令和8年4月1日

4. 制度改正等に関する要件の取り込みについて

(2) 外来年間合算の支給申請の簡素化に伴う機能要件の追記対応

課題

令和4年度地方分権改革に関する提案募集を踏まえ、高額介護合算療養費の支給申請手続きの簡素化が可能となるよう、国民健康保険法施行規則の改正が予定されていることを受けて、国保標準仕様書【第1.6版】において必要となる要件を規定したところであるが、ベンダからのご意見を受け、高額療養費の支給申請の簡素化に関する機能と横並びで確認を行ったところ、システム印字項目（標準オプション機能）の定義有無の違いがあるため見直しを行う。

方針（結論）

高額療養費等を運用するための機能と横並びで確認したところ、支給申請の簡素化の運用が可能である、高額療養費、高額介護合算療養費の各支給申請書（「給付03 国民健康保険高額療養費支給申請書」及び「給付14 高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」）においては、システム印字項目として「通知文（継続支給に関する通知文）」を規定しており、外来年間合算の支給申請書である「給付22 高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」においても同様に規定したほうがよいと考えることから、**システム印字項目「通知文（継続支給に関する通知文）」を追加した。**

なお、実装類型については、月間の高額療養費の簡素化に係る機能において、市区町村においてその実施有無を判断することが可能とされていることを踏まえ、標準オプション機能としていることから、**標準仕様書内での実装類型の整合性の観点から標準オプション機能とする。**

<（別紙3）帳票詳細要件>

通番	システム印字項目	印字編集条件など	オプション	帳票レイアウト表示	要件作成における経緯・留意事項等
27	通知文（継続支給に関する通知文）		●		高額療養費（外来年間合算）の支給申請の簡素化については、市区町村において別段の定めが必要であり、実施しない運用も想定されることから、標準オプションとする。

4. 制度改正等に関する要件の取り込みについて

(3) 高額介護合算の支給申請の簡素化に伴う機能要件の追記対応

課題

「給付6 高額介護合算療養費等支給額計算結果連絡票」について、ベンダからのご意見を受け、他保険者及び介護保険システムへ連携する情報をあらためて見直したところ、システム印字項目（標準オプション機能）の追加検討が必要と考える機能があるため要件の見直しを行う。

方針（結論）

高額介護合算療養費の支給申請の簡素化に伴い、判定結果を他保険者及び介護保険システムへ連携する必要があるが、帳票「給付6 高額介護合算療養費等支給額計算結果連絡票」に、該当情報がシステム印字項目として規定されていないため、**「継続支給区分」を追加し、帳票レイアウトにも印字例を追加した。**

なお、実装類型については、月間の高額療養費の簡素化に係る機能において、市区町村においてその実施有無を判断することが可能とされていることを踏まえ、標準オプション機能としていることから、**標準仕様書内での実装類型の整合性の観点から標準オプション機能とする。**

<（別紙3）帳票詳細要件>

通番	システム印字項目	印字編集条件など	オプション	帳票レイアウト表示	要件作成における経緯・留意事項等
44	継続支給区分	打ち出し形式（例）継続支給対象 or 継続支給意思有り	●	●	高額介護合算療養費の支給申請の簡素化については、市区町村において別段の定めが必要であり、実施しない運用も想定されることから、標準オプションとする。

<（別紙4）帳票レイアウト>

円

円

円

円

円

（お問い合わせ先）

〒 000-0000

〇〇市〇〇町1丁目2番3号

国保課

電話 000-000-0000

連絡票整理番号（ ）

継続支給区分：継続支給意思有り

④	⑤	⑥	⑦	⑧
支給額	70歳未満負担額	④+（①-③）	按分率	⑤に係る支給額
				③+⑦

5. その他修正

これまでにいただいたご意見等を踏まえて事務局において改めて国保標準仕様書の内容を見直した結果、修正要否の検討が必要と判断した内容について、以下に示す。なお、修正が必要と判断したものについては、WTへお諮りし承認をいただいた上で国保標準仕様書【第1.7版】（案）へ取込済み。

#	修正概要	修正方針	国保標準仕様書【第1.7版】（案）		該当機能の実装類型
			取込状況	修正対象	
1	事業月報及び事業年報F表の作成機能除外対応	令和8年度から事業月報及び事業年報のF表が削除されたことを受けて、給付「24.1.2 報告資料作成」に規定している事業月報及び事業年報F表に関する機能要件について見直しを行う。 また、同様の対応として、資格管理の事業月報及び事業年報E表の出力に関する要件についても、見直しを行う。	<u>取込済み</u>	（別紙2）機能・帳票要件	実装必須機能、標準オプション機能
2	「滞納64 年金等の支払状況について（照会）」の性別欄追加対応	市区町村からの問合せ（日本年金機構に照会したところ、性別の記載がないことを理由にに応じてもらえなかった。）を受けて、税と介護の様式（性別や詳細項目の記載あり）を踏まえ、国保としても性別欄の追加を行う。	<u>取込済み</u>	（別紙3）帳票詳細要件	実装必須帳票（標準オプション項目）
3	不当利得に係る管理機能の管理項目「徴収区分（不当利得）」の実装類型の見直し対応	実装必須である機能ID：0242612（不当利得に係る管理機能）にて管理項目として規定している「徴収区分（不当利得）」について、標準オプションである機能ID：0241224（不正利得に係る管理機能）を実装しない団体においては、管理する必要がない項目であることから、当該管理項目について標準オプション機能へ見直しを行う。	<u>取込済み</u>	（別紙2）機能・帳票要件	標準オプション機能
4	納入通知書と過年度納入通知書の要件見直し対応	市区町村からの問合せを踏まえ、現年度帳票にて規定している印字項目「被保険者所得割額算定基礎額」及び「個人別概算保険料額」について、過年度帳票に規定がないため、現年度と同様に標準オプション項目として追加する。	<u>取込済み</u>	（別紙3）帳票詳細要件	標準オプション機能
5	「賦課7 国民健康保険料（税）仮徴収額決定通知書」の分母の印字編集条件見直し対応	帳票「賦課7 国民健康保険料（税）仮徴収額決定通知書」の通番20「分母」の「印字編集条件など」に示している要件については、国民健康保険法施行規則第32条の30第2項にて示された「一般仮徴収額」の算定方法を標準的な算定方法として捉え要件を示している。同項においては、「一般仮徴収額」以外に「市町村決定額」等、市町村の定めにおいて徴収できることとされており、この場合に、帳票詳細要件の印字編集条件の規定の通りでは実際の計算式と異なる表記になってしまうとの問合せをいただいたため、帳票詳細要件の印字編集条件を見直す。	<u>取込済み</u>	（別紙3）帳票詳細要件	標準オプション帳票（実装必須項目）

5. その他修正
(前ページから続く)

#	修正概要	修正方針	国保標準仕様書【第1.7版】(案)		該当機能の実装類型
			取込状況	修正対象	
6	「収納3 口座振替開始通知」の名義人氏名欄見直し対応	帳票「収納3 口座振替開始通知」の通番18「名義人氏名」について、基本データリスト上の「口座名義人_カナ (02400220)」もしくは「口座名義人_漢字 (02400221)」のいずれを印字すべきか明記されていないため、いずれかの項目を印字することを帳票詳細要件に追記する。	取込済み	(別紙3) 帳票詳細要件	実装必須帳票 (実装必須項目)
7	社会保険診療報酬支払基金の名称変更対応	社会保険診療報酬支払基金の名称が令和8年10月より「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更になることを受けて、仕様書の該当の表記を修正する。 <正式名称> 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構 <略称> DX審査支払機構	取込済み	本紙 (別紙1) 業務フロー	—
8	誤植修正等の反映	市区町村からの問合せ等を踏まえ、「文言統一」、「誤植」、「帳票詳細要件と帳票レイアウトの不一致」等のその他軽微な修正を実施する。 ① 帳票印字項目の見出し「日にち」を「日付」へ変更 ② 納入通知書の加入月欄の文言の不整合修正 ③ 「QRコード」を「二次元コード」へ修正 ④ 不服申し立て先に関する教示文の要件不統一箇所の修正	取込済み	(別紙1) 業務フロー (別紙3) 帳票詳細要件 (別紙4) 帳票レイアウト	—

5. その他修正

(1) 事業月報及び事業年報F表の作成機能除外対応

令和8年度から事業月報及び事業年報のF表が削除されたことを受けて、給付「24.1.2 報告資料作成」に規定している機能（機能ID：0241331（標準オプション機能））の見直しを検討した。F表作成の機能要件は不要となるものの、実装済みシステムへ影響等を鑑み、F表については出力しなくてもよい機能とする旨を「要件の考え方・理由」に補記し、機能は削除しない方針（案）をもとに第1回WTにて議論させていただいたところ、「必要のない機能は削除すべき」とのご意見をいただいたことから、**F表作成の機能要件は適合基準日を令和10年3月31日とする実装不可機能に変更し、あわせて規定していたC表のみの機能要件を追加した。**

また、事業月報の作成機能については、「集計対象情報」として対象の事業月報を記載しているのに対し、事業年報の作成機能（標準オプション機能）については「集計対象情報」を記載しておらず、記載粒度が不統一となっていたため、**集計対象情報を追記した。**

加えて、**資格管理の事業月報及び事業年報のE表の出力に関する要件についても、同様に修正を行った。**

<（別紙2）機能・帳票要件>

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	適合基準日
			指定都市	一般市区町村		
24.1.2 報告資料作成	0241331	国民健康保険システムに登録されている給付情報を基に、厚生労働省へ報告する国民健康保険事業状況報告に使用する事業月報が作成できること。 <集計対象情報> 事業月報C表（国民健康保険毎月事業状況報告書） 事業月報F表（国民健康保険毎月事業状況報告書）	×	×	事業報告システムより、令和8年度以降においては退職者医療制度に関する報告（事業月報F表（国民健康保険毎月事業状況報告書））が報告対象外と示されたため、事業月報F表（国民健康保険毎月事業状況報告書）を出力する機能を実装不可機能として定義する。	令和10年3月31日
24.1.2 報告資料作成	0242938	国民健康保険システムに登録されている給付情報を基に、厚生労働省へ報告する国民健康保険事業状況報告に使用する事業月報が作成できること。 <集計対象情報> 事業月報C表（国民健康保険毎月事業状況報告書）	○	○	事業月報C表（国民健康保険毎月事業状況報告書）の作成機能については、これまで「機能ID：0241331」にてお示しいたところとなるが、今回、事業月報F表の出力機能を削除するために、事業年報C表のみの作成機能を新規追加した。	

F表を含む機能は実装不可機能へ変更し、C表のみの機能を追加

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	適合基準日
			指定都市	一般市区町村		
24.1.2 報告資料作成	0242940	事業年報B表・C表が作成できること <集計対象情報> 事業年報B表（国民健康保険事業状況報告書） 事業年報C表（国民健康保険事業状況報告書）	○	○	事業年報B表（国民健康保険事業状況報告書）および事業年報C表（国民健康保険事業状況報告書）の作成機能については、これまで「機能ID：0242934」にてお示しいたところとなるが、今回、事業年報F表の出力機能を削除するために、事業年報B表および事業年報C表のみの作成機能を新規追加した。	

要件追記

※ 上記以外の機能については、「【資料No.3】標準仕様書【第1.7版】（案）」参照。

なお、上記修正方針についてデジタル庁へ照会し、問題ない旨の回答を受領済み。

5. その他修正

(2) 「滞納64_年金等の支払状況について（照会）」の性別欄追加対応

市区町村より「滞納64_年金等の支払状況について（照会）」の帳票について、「日本年金機構に照会したところ、性別の記載がないことを理由に応じてもらえなかった。」との問合せを受けて、性別欄の追加可否を検討した。性別欄の印字有無については、「本紙第3章2.（5）○性別欄について」に、「省令や施行規則に定められているものを除き、原則帳票への印字は行わない」と示しているところではあるが、今回、照会が行えないという実運用上の支障が確認されたことを受けて、改めて他業務の規定を確認したところ、税及び介護の帳票様式においては、性別が規定されていることから、**標準オプション項目として、帳票詳細要件に追加した。**

<（別紙3）帳票詳細要件>

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	帳票 レイアウト表示	要件作成における経緯・留意事項等
17	性別			●		照会の際に性別欄が必要というご意見があったことからオプション項目として規定する。

項目追加

5. その他修正

(3) 不当利得に係る管理機能の管理項目「徴収区分（不当利得）」の実装類型の見直し対応

不当利得に係る管理機能の機能ID：0242612（実装必須機能）において、管理項目として規定している「徴収区分（不当利得）」は、給付情報が不当利得・不正利得のどちらに該当するかを管理する項目であるが、不正利得に係る管理機能（機能ID：0241224（標準オプション機能））を実装しない団体においては、当該項目を管理する必要がないことから、**管理項目「徴収区分（不当利得）」及び「不当利得」については、実装必須機能の管理項目から削除した。**

また、不正利得に係る管理機能（機能ID：0241222（標準オプション機能））に規定済みの、徴収区分については、給付情報が不当利得・不正利得のどちらに該当するかを管理する項目であることを明示するため、**項目名を「徴収区分（不当利得・不正利得）」に変更し、あわせて誤記を訂正した。**

<（別紙2）機能・帳票要件>

■修正前

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分	
			指定都市	一般市区町村
21.1.2 不当利得情報登録	0242612	不当利得とする給付情報（レセプト、療養費、高額療養費、高額療養費（外来年間合算）、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費）の照会、登録、修正、削除ができること。 【管理項目】 ・被保険者番号 ・宛名番号 ・診療年月 ・請求年月 ・不当区分 ・退職区分 ・入外区分 ・年度 ・徴収区分（不当利得） ・不当利得 ・不正利得理由 ・資格異動事由 ・資格異動年月日 ・資格届出年月日 ・請求額 ・納期限 ・督促日 ・催告日 ・時効日（時効の更新、完成猶予の考慮含む）	◎	◎
21.1.2 不当利得情報登録	0241222	不当利得とする給付情報（レセプト、療養費、高額療養費、高額療養費（外来年間合算）、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費）について、以下の情報の照会、登録、修正、削除ができること。 【管理項目】 ・徴収区分（不正利得） ・不正利得理由	○	○

項目削除

5. その他修正

(3) 不当利得に係る管理機能の管理項目「徴収区分（不当利得）」の実装類型の見直し対応

<（別紙2）機能・帳票要件>

■修正後

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分	
			指定都市	一般市区町村
21.1.2 不当利得情報登録	0242929	不当利得とする給付情報（レセプト、療養費、高額療養費、高額療養費（外来年間合算）、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費）の照会、登録、修正、削除ができること。 【管理項目】 ・被保険者番号 ・宛名番号 ・診療年月 ・請求年月 ・不当区分 ・退職区分 ・入外区分 ・年度 ・不当利得理由 ・資格異動事由 ・資格異動年月日 ・資格届出年月日 ・請求額 ・納期限 ・督促日 ・催告日 ・時効日（時効の更新、完成猶予の考慮含む） ・戻入区分 ・現金現物区分	◎	◎
21.1.2 不当利得情報登録	0242930	不正利得とする給付情報（レセプト、療養費、高額療養費、高額療養費（外来年間合算）、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費）について、以下の情報の照会、登録、修正、削除ができること。 【管理項目】 ・徴収区分（不当利得・不正利得） ・不正利得理由	○	○

誤記修正

項目名変更

5. その他修正

(4) 納入通知書と過年度納入通知書の要件見直し対応

市区町村からの問合せを踏まえ、現年度帳票にて規定している印字項目「被保険者所得割額算定基礎額」及び「個人別概算保険料額」について、過年度帳票に規定がないため、**現年度と同様に標準オプション項目として追加した。**

< (別紙2) 機能・帳票要件 >

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	帳票レイアウト表示	要件作成における経緯・留意事項等
130	個人明細	通知書番号	●		●	
131	1人目	被保険者氏名	●		●	
132		被保険者所得割算定基礎額		●		所得割額の根拠を出力することを可能とするため、標準オプションとする。
133		被保険者医療分所得割		●	●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
134		被保険者支援金分所得割		●	●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
135		被保険者介護分所得割		●	●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
136		個人別概算保険料額		●		個人毎の概算保険料の問い合わせを受けることもあり、問い合わせを削減することで事務の負担軽減が目的として個人別概算保険料額を標準オプションとする。

項目追加

5. その他修正

(5) 「賦課7 国民健康保険料（税）仮徴収額決定通知書」の分母の印字編集条件見直し対応

帳票「賦課7 国民健康保険料（税）仮徴収額決定通知書」の通番20「分母」の「印字編集条件など」に示している要件については、国民健康保険法施行規則第32条の30第2項にて示された「一般仮徴収額」の算定方法を標準的な算定方法と捉え要件を示している。

同項においては、「一般仮徴収額」以外に「市町村決定額」等、市区町村の定めにおいて徴収できるとされており、この場合に、帳票詳細要件の印字編集条件の規定の通りでは実際の計算式と異なる表記となってしまうとの問合せをいただいたため、このような場合において、**帳票の分母表記を1/6等と実際の計算にあわせた分母を表記することを可能とするよう「要件作成における経緯・留意事項等」に補足を追加した。**また、第1回WTのご意見を踏まえ、**分数で表記できない場合を考慮し、アスタリスクを表記することも可能とするよう補足を追記した。**

なお、表記の変更を可能とする補記を行う修正であることから、当該帳票の適合基準日は変更しないものとする。

<（別紙3）帳票詳細要件>

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	帳票レイアウト表示	要件作成における経緯・留意事項等
20	分母	4月開始の場合“6”、6月開始の場合“5”、8月開始の場合“4”を設定 特別徴収継続の場合、“*”を設定	●	●	分母の表記については、国民健康保険法施行規則第32条の30第2項にて示された「一般仮徴収額」の算定方法を仮徴収額の標準的な算定方法と捉え示しており、同項にて示された「市町村決定額」および「八月の変更仮徴収額」での算定および帳票印字を妨げるものではないことから、仮徴収額の算定で使用した実際の分母または「*（○/○でない場合等）」を帳票に表記することを可能とする。

補足追加

(6) 「収納3 口座振替開始通知」の名義人氏名欄見直し対応

帳票「収納3 口座振替開始通知」の通番18「名義人氏名」について、基本データリスト上の「口座名義人_カナ（02400220）」もしくは「口座名義人_漢字（02400221）」のいずれを印字すべきか明記されていないため、**いずれかの項目を印字すること及び帳票に印字する項目名を印字内容に合わせて「名義人カナ」と印字可能であることを帳票詳細要件に追記した。**

なお、印字する項目名の変更を可能とする補記を行う修正であることから、当該帳票の適合基準日は変更しないものとする。

<（別紙3）帳票詳細要件>

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	帳票レイアウト表示	要件作成における経緯・留意事項等
14	振替口座	金融機関名	●		●	被保険者に通知する情報として、口座の詳細情報を実装必須とする。 なお、名義人氏名項目については、「口座名義人_カナ」もしくは「口座名義人_漢字」のいずれかを印字する。 また、本項目に「口座名義人_カナ」を印字する場合は、帳票レイアウト上の「名義人」ラベルについて、「名義人カナ」と印字することも可能とする。
15		支店名	●		●	
16		預金種目	●		●	
17		口座番号	●		●	
18		名義人氏名	●		●	

補記

6. 今年度スケジュール

今年度予定している国保標準仕様書の改版スケジュールを以下に示す。（ブルーの網掛け箇所は事務局作業）

